

# 2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

本県では、令和3年3月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」において、2050年までに県内の温室効果ガス排出を実質ゼロにする「ゼロカーボン」を目指すことを表明した。

本県のゼロカーボン社会づくりに向けた動きを加速化していくためには、県民や事業者一人ひとりの行動が重要であり、これらの人々が様々な場面で地球温暖化対策に関する情報に触れ、正しく理解することで、気候変動に対する危機意識が醸成され、さらには地球温暖化対策に率先して取り組んでいくよう行動変容を促進する必要がある。

本業務では、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた訴求効果の高いプロモーションを実施することにより、県民や事業者の機運醸成や行動変容を促し、省エネ・省資源や再生可能エネルギー導入等の地球温暖化対策の取組を促進する。

## 2 業務の名称

2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業業務委託

## 3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

2050年ゼロカーボン社会づくりの達成に向けて、県民や事業者の機運醸成や行動変容を促す効果的なプロモーションを企画・実施するものとし、提案の内容は、以下の実施例を参考とすること。ただし、(1)については必ず提案を行うこと。

### (1) ロゴマーク及びキャッチコピーの作成

- ・2050年までに本県の温室効果ガス排出を実質ゼロにする、いわゆる「ゼロカーボン」の必要性・重要性を県民に対して分かりやすくかつ親しみやすく周知することを目的としてロゴマーク及びキャッチコピーを作成すること。
- ・作成に当たっては、宮崎県らしさを十分考慮すること。
- ・色数は自由とする。ただし、単色で使用する場合や拡大又は縮小して使用する場合にも配慮すること。
- ・各種広報物、名刺、封筒、バッジ、ステッカーなど多岐にわたる使用ツールいずれにおいても活用が可能な汎用性の高いデザインとすること。
- ・作成したロゴマーク及びキャッチコピーを効果的に普及啓発する方法を提案すること。

### (2) 啓発パンフレットの作成

- ・地球温暖化に起因する気候変動の危機やゼロカーボン社会づくりの必要性・重要性、ゼロカーボン達成のための個々のライフスタイルに応じた効果的かつ参加しやすい取組等について、県民に分かりやすく周知するためのパンフレットを作成すること。
- ・宮崎県ならではのデータや取組を取り入れるなど、県民がゼロカーボン社会づくりへの取組を自分事として捉えられるようなデザイン・構成とすること。
- ・環境省が提唱する「ゼロカーボンアクション30」の取組を参考とすること。
- ・受託者はパンフレット作成に係るデザイン、製版、印刷、製本を行うこと。

(A 4版フルカラー、8～10ページ程度、2,000部)

- ・また、作成したパンフレットは、県ホームページや（５）①に記載する特設WEBサイト等で閲覧するため、電子ブック及び電子データの作成を行うこと。
- ・作成したパンフレットを効果的に普及啓発する方法を提案すること。

### （３）普及啓発ツールの作成

#### ① 動画の作成

- ・地球温暖化に起因する気候変動の危機やゼロカーボン社会づくりの必要性・重要性、ゼロカーボン達成のための個々のライフスタイルに応じた効果的かつ参加しやすい取組等について、県民に分かりやすく周知するための動画を作成すること。
- ・動画は３分～５分程度のものを１本とし、広告配信用については、配信に適した時間に設定すること。
- ・宮崎県ならではのデータや取組を取り入れるなど、県民がゼロカーボン社会づくりへの取組を自分事として捉えられるようなデザイン・構成とすること。
- ・動画は、県ホームページや（５）①に記載する特設WEBサイトへ掲載するほか、SNS等の広告等で活用できるものとする。
- ・作成した動画を効果的に普及啓発する方法を提案すること。

#### ② 普及啓発ツール

- ・子どもから大人までゼロカーボン社会づくりに向けた取組について、クイズやゲーム形式で楽しみながら学ぶことができるツールの企画・作成を行うこと。
- ・県民が地球温暖化を身近な問題として捉え、自分事として考えるきっかけとなるような工夫や演出を組み込むこと。
- ・ツールは、セミナー等で配布・貸出し等により利用可能なものであること。また、タブレット端末を用いて活用するなど、WEB等でも展開可能なものとする。
- ・作成した普及啓発ツールを効果的に普及啓発する方法を提案すること。

### （４）アイデアコンテスト

- ・2050年ゼロカーボンの達成に向けた、県民参加型のアイデアコンテストを企画・運営すること。
- ・アイデアは広く一般県民から募集すること。なお、特に小・中・高校生からの応募があるような企画案とすること。
- ・応募に当たっては（５）①に記載する特設WEBサイトを活用するほか、SNS広告等により多くの方に応募してもらえるような仕組みとすること。
- ・募集を促すためのインセンティブを設けること。
- ・大学や経営者等の有識者や情報発信力のある著名人等を活用した審査を行うなど、募集したアイデアに対し評価やアイデアの実現に向けたアドバイスを行うこと。また、審査による評価の結果は広く公開すること。
- ・集まったアイデアのコンテスト後の活用方法について提案すること。

### （５）特設WEBサイト及びSNS等での広告配信

#### ① ゼロカーボン特設WEBサイト

- ・県民や事業者に対し、本県の2050年ゼロカーボン社会づくりの実現に向けた取組の紹介や、本県における気候変動の現状や将来予測、ゼロカーボン達成のための個々のライフスタイル

等に応じた効果的かつ参加しやすい取組等について分かりやすい情報発信を行うため、特設WEBサイトの構築を行うこと。

- ・ 県民や事業者が興味・関心を持ち、また、目的の情報を容易に見つけやすいデザイン・レイアウトとすること。
- ・ 上記（１）～（４）で作成したコンテンツを最大限活用すること。
- ・ 掲載する内容については、環境省の「脱炭素ポータル」を参考とすること。
- ・ 県職員が、随時、ウェブ上から更新作業及び運営管理を簡易に行えるような機能を有するものであること。
- ・ 特設WEBサイトは、当事業のみではなく、継続的に本県の2050年ゼロカーボン社会づくりの普及啓発に使用できるものであること。
- ・ 委託内容には、特設WEBサイトの作成、サーバーの調達、サーバーのインストール、テスト等システム構築に係る一切の業務を含むこととする。
- ・ 参考として、サーバーやドメインの使用料等、次年度以降に特設WEBサイトの維持管理上必要となる経費等についても提案書に記載すること。

## ② SNS等での広告配信

- ・ 上記（１）～（５）①で作成したコンテンツ等を用いて、SNSやウェブ広告等を活用し、県民や事業者により高い訴求効果が見込まれる媒体を活用した広告を行うこと。
- ・ 効果的に配信されるようターゲットや配信媒体、配信時期、配信先を工夫すること。
- ・ 広告配信については、結果分析を行うこと。

## 5 委託業務に関する経費の管理等

### （１）委託上限額

10,010,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

### （２）受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

## 6 著作権の取扱い

### （１）著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

### （２）権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

## 7 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 本業務により作成した成果物及び完成データを記録した CD-R 等

## 8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。なお、委託業務の内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (6) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (8) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (9) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

## 9 問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当

TEL : 0985-26-7084 FAX : 0985-26-7311

E-Mail : [kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp)